

公益社団法人日本柔道整復師会 生涯学習単位取得要綱

(趣 旨)

第1条 公益社団法人日本柔道整復師会（以下「日整」という）における生涯学習の単位取扱いは、この事項の基準に基づき定めるものとする。

(単位の認定)

第2条 公的学習集会、または、公認私的学習集会等に参加した本会会員（以下「会員」という）に対する単位の認定は、第3条の基準により、都道府県柔道整復師会会長（以下「各県会長」という）が行うものとする。

2. (公社)日本柔道整復師会会長（以下「日整会長」という）は、35単位以上を取得した会員を認定し、日整HPにおいて発表するものとする。

(単位の基準)

第3条 単位の基準は、次の各号に掲げるものをいずれも3単位とする。

(1) 公的学習集会

ア. 日整・財団・学会レベルの主催するもの等

イ. 地域的主催するもの等

ウ. 都道府県・柔整学校の主催するもの等

エ. 「日整主催の学術・生涯学習講習会」

ビデオ研修（3単位を限度とする）

オ. 柔道整復学位取得を目的とした、科目履修生制度の開設大学における受講（1日3単位とする。）

カ. 「匠の技 伝承」プロジェクトに係る指導者養成講習会の受講および各県等が主催する講習会等の受講

〔註〕日整・財団・学会レベルとは、(公社)日本柔道整復師会、(公財)柔道整復研修試験財団、(公社)全国柔道整復学校協会、(一社)日本柔道整復接骨医学会、及び、(一社)日本超音波骨軟組織学会等の学習集会をいう。

〔註〕柔整学校とは柔整学校本部及び同窓会の学習集会をいう。

〔註〕主催するもの等とは、主催、後援、協賛をいう。

(2) 私的学習集会

ア. 公認私的研究会が主催するもの（1日2時間以上。介護・福祉分野の学習集会を含む。）

(3) 「掲載発表」の単位

学術誌や日整広報に掲載された学術資質に関する投稿文、及び同様に都道府県の学術誌・広報誌に掲載されたもの

〔註〕上記(1)公的学習集会等で単位算定したものや、同一投稿文を広報誌等に何回掲載されても、重複して加算できない。

(4) 柔道の単位（選手・役員・審判・監督・見学・

応援等。重複して加算できない。）

(5) 日整または各県が主催する機能訓練指導員に係る講習会。

(6) 日本機能訓練指導員協会が主催する認定機能訓練指導員実務研修会等

2. 自宅研修及びその他の私的研究会等

柔道整復師の業務に関する書物による学習、及びその他の私的研究会参加（文化講演、市民フォーラム等）を含め年間10単位を会員に無条件加算とする。

(取得単位の報告)

第4条 各県会長は、所属会員の内、毎年3月31日現在、在籍者が当該年度に取得した単位の実績を別添様式1により集計し、日整会長に報告するものとする。

(高単位取得者の発表)

第5条 日整会長は、下記要項を満たす会員を高単位取得者とし、日整HPにおいて発表するものとする。

(1) 年間50単位以上を取得している者であること。

(2) 且つ、前号の内、第3条(1)に掲げる公的学習集会への出席によって、27単位以上取得している者であること。

(学位取得者の発表)

第6条 第3条1項(1)オ.によって学位授与機構より柔道整復学位記を授与されたものには、日整広報及びHPで発表してその努力と名誉を称えるものとする。

(認定会員証の交付)

第7条 日整会長は、下記要項を満たす会員について各県会長から報告させ認定し、認定会員証を交付するものとする。

(1) 3年連続35単位以上取得した者であること。

(2) 交付された認定会員証の有効期間は3年間とし、連続交付は受けられないものとする。

(3年毎に更新)

(要綱の変更)

第8条 この要綱の改正は、理事会の決議を経て、会長がこれを承認するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

平成6年4月1日一部改正	平成8年4月1日	〃	
平成12年4月1日	〃	平成13年4月1日	〃
平成14年4月1日	〃	平成16年4月1日	〃
平成21年9月28日	〃	平成23年4月1日	〃
平成24年4月1日	〃	平成25年4月1日	〃
平成26年1月28日	〃	平成27年1月28日	〃
平成27年11月19日	〃	平成28年11月17日	〃
平成31年1月24日	〃	令和4年2月22日	〃
令和5年1月25日	〃	令和7年2月26日	〃